



特定非営利活動法人

全国認定こども園協会®

No.51

# 会報

発行者:特定非営利活動法人全国認定こども園協会 代表理事 王寺 直子

事務局:〒107-0052東京都港区赤坂4-1-1小泉ビル2階

e-mail:info@kodomoenkyokai.or.jp URL:https://kodomoenkyokai.or.jp/

2026年1月23日発行

## ◆topics

1. 新年のご挨拶
2. 令和7年度末で終了する経過措置について
3. 令和7年度補正予算について
4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）  
について
5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について
6. 『こども性暴力防止法』について
7. 幼稚園教員免許・保育士資格の確認について
8. 全国認定こども園研修研究機構より

# 1. 新年のご挨拶



【全国認定こども園協会 会報51号（新春号）】



**新年明けましておめでとうございます 本年もどうぞ宜しくお願い致します**

本年も、すべての子どもたちの最善の利益のために、皆様方と共に取り組んでいきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

2026年の幕開けは、衝撃的なアメリカの奇襲というニュースから始まり、本日14日には衆議院解散の可能性が報じられるなど、これまで想像もしなかった出来事が続いております。

このように、世界情勢も国内情勢も先の見えない混とんとした状況の中、私たちは慢性的な保育者不足や少子化という課題を抱えながら、地域の子どもたちのため、また地域の子育て支援のために、難しい運営を続けていかなければなりません。そして、これらの課題がすぐに解決できるものではないことも、私たちは十分に承知しています。

それでも、立ち向かっていかなければなりません。

厳しい現実の中にあっても明日を信じ、希望をあきらめず、一步一步前へ進んでいくことが大切だと考えています。その一步一步が軌跡となり、やがて何かを変える道につながるかもしれません。

そのような思いを胸に、年頭にあたり、皆様方と勇気と決意をもって新たな一步を踏み出していきたいと強く感じています。

厳しい時代だからこそ、力を合わせてまいりましょう。

2026年1月吉日

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会  
代表理事 王寺 直子

## 2. 令和7年度末で終了する経過措置について

### 経過措置が令和7年度末で終了する事項

#### ① 公定価格における定員超過減算の経過措置

定員超過減算については、令和7年度より変更されていますが、一部経過措置がありました。しかし、これも令和8年度から実施されますので、定員の超過について、注意が必要となります。

『※ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。』部分が令和7年度末で終了します。

#### 子ども家庭庁 公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
- ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
  - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること
- としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。
- ※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

#### II 規制の弾力化・人材確保等

##### 6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

#### 留意事項通知記載（別紙2（保育所（保育認定2・3号）））

#### V 乗除調整部分

##### 1. 定員を恒常的に超過する場合（㊟）

###### (1) 調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

#### 対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

## 2. 令和7年度末で終了する経過措置について

### ② 処遇改善等加算の一本化に伴う経過措置

#### 1) 区分1（基礎分）キャリアパス要件

※令和8年度からはキャリアパス要件を満たしていないと区分1が支給されません。

#### 2) 区分3の研修要件について

令和7年度は経過措置として、対象者の研修時間数によって判断されませんでしたでしたが、令和8年度からはすべて、適用となります。

特に、区分3の加算対象者については、今年度までは各施設の該当人数分（基準人員×1/3(1/5)）が支給されましたが、令和8年度からは『基準人員×1/3(1/5)を上限とした、研修時間を充当している該当人数分』となりますので、原則として、キャリアアップ研修会の時間数を充当していない職員分は支給されなくなります。

ただし、研修受講見込者（年度内に受講時間数を取得することが条件）として数に含めることもできます。また、該当職員の研修時間数が足りない場合には、園長、副園長などの研修修了時間で充当させることができますので、ご準備・対策をいただきますようお願いいたします。

### 処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（賃金の向上分）の3区分を設定

旧加算		処遇改善等加算	
旧加算Ⅲ ・賃金の継続的な引上げ（A-スナップ）による処遇改善 ・9千円×算定職員数 申請・実績報告	賃金改善要件分 キャリアパス要件分	区分3 職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 【賃金の向上分】 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数	キャリアアップの仕組みによる賃金の向上 教育・保育人材の確保 申請・実績報告
旧加算Ⅱ ・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数 申請・実績報告		区分2 職員の賃金改善【賃金改善分】 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数に率を掛算	
旧加算Ⅰ ・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2% 申請・実績報告		区分1 経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善【基礎分】 キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化 率により加算 平均経験年数により2%～12%	

【見直し前】

【見直し後】

- ・ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ・ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ・ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 (区分2・3)	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 (区分3)	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修終了予定者で副主任保育士や職務分野リーダー等に準ずる職位や職務金を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 (区分3)	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「基準人員×1/3」の人数で算定。 5千円分：「基準人員×1/5」を配置すると「基準人員×1/5」の人数で算定。	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※（基準人員×1/3(1/5)）と研修終了者数の少ない方で算定。 ※ 4万円は研修終了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとく実施（実績報告書最大9枚）	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げていないかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

<子どものための教育・保育給付交付金> 令和7年度補正予算案 844億円

※費用の一部について、事業主拠出金を充当（389億円）

## 事業の目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

## 事業の概要

- 公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和7年4月まで遡って公定価格の引上げを行う。

（参考）令和7年人事院勧告の内容

- ① 俸給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

## 実施主体等

- 【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員  
【実施主体】 市町村  
【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
※事業主拠出金充当後の負担割合

### ◆令和7年度人事院勧告について

公定価格に含まれる人件費は、国家公務員の給与改定（人事院勧告）に基づき見直されるのが通例で、この改定分を「人勧分」と呼んでいます。

令和7年度の人勧分は5.3%の増額。

金額にすると、保育士の平均賃金32万9千円を基に機械的に計算した場合、1人当たり年間約20万円の改善となる見通しです。

### ◆処遇改善等加算の一本化と実務への影響

令和7年度からは、公定価格における処遇改善等加算の一本化が行われました。

ただし、実績報告書の作成にあたっては、この一本化後の処遇改善に加え、「人勧分」も含めて配分額を整理する必要があります。

そのため、職員への配分額の決定と、新たな書式での実績報告も重なり、例年よりも事務作業に時間を要することが予想されますので、早く取り掛かっていただきますようお願いいたします。

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 104億円の内数

### 事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることで、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

### 事業の概要

#### ● 【概要】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

#### ・ 保育士資格を有しない保育補助者

保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。

※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。

#### ・ 保育士資格を有する保育補助者

現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。

※補助対象となるのは1年間を限度

### 実施主体等

【実施主体】 市区町村

### 【補助基準額】

（定員121人未満の施設）	保育補助者の経験年数	3年未満	1,953千円、3年以上7年未満	2,441千円、7年以上	3,255千円
（定員121人以上の施設）	保育補助者の経験年数	3年未満	3,906千円、3年以上7年未満	4,882千円、7年以上	6,510千円

※保育補助者を複数配置している施設における経験年数の考え方は、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設においては中間層の補助基準額を適用する経過措置あり

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

### 【補助割合】

国：3/4、都道府県：1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1/8

国：3/4、市区町村：1/4

26

＜子どものための教育・保育給付交付金＞ 令和7年度補正予算案 16億円

### 事業の目的

- 保育所等においては、子どもたちが集団で生活する場として、普段から子どもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。
- 一方で、昨今の物価高騰を受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。
- このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう「運営継続支援臨時加算（仮称）」を創設する（令和7年度限り）。

### 告示単価（案）

- 保育所、認定こども園、幼稚園（新制度に移行している園に限る。） : 100千円（1施設・事業所あたり年額）
- 小規模保育事業所、事業所内保育事業所 : 50千円（ " " ）
- 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所 : 25千円（ " " ）

### 実施主体等

【対象】保育所、認定こども園、幼稚園、

家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

【実施主体】市町村

【補助率】国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

93

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

**事業の目的**

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

**事業の概要**

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

● 【対象事業】

- ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
- ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

**実施主体等**

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市区町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市区町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設  
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）【国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4】

- 待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
- 待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
- 過疎市区町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国1/3、設置者（市区町村）2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく耐災害性強化対策（40億円）

**事業の目的**

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

**事業の概要**

- 【対象事業】
- (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

**実施主体等**

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

- (1) 新設または定員拡大の場合（1施設当たり）
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 利用（増加）定員19名以下      | 18,540千円 |
| 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 33,372千円 |
| 利用（増加）定員60名以上      | 67,981千円 |
- 老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円
- (2) 1事業所当たり：27,193千円 (3) 1施設当たり：27,193千円 (4) 1施設当たり：39,553千円
- (5) 保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円 保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円
- (6) 1事業所当たり ①改修費等：4,527千円 ②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

- 【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (\*国：1/2、市区町村：1/2  
(\*)国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (\*国：2/3、市区町村：1/3
- (5) 国：1/2、市区町村：1/2 (\*\*国：2/3、市区町村：1/3
- (6) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (\*国：2/3、市区町村：1/3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

- 待機児童対策
- 待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策
- 過疎市区町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

\*公立の場合の補助率（(2)、(6)に限る）

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 13億円

## 事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の動続年数の上昇傾向の維持を目指す。

## 事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (5) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (6) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (7) 都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (8) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

102

## 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、市区町村
- 【拡充】 (3) について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加
- 【補助基準額】 (1) (ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入
- 1機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
  - 2機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
  - 3機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
  - 4機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）
- ※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。
- ※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。
- (イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円
- (2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
- (ア) 1市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円 (ウ) 1都道府県当たり：10,000千円
- ※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象
- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円
- (5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円
- (6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (7) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の実受者数の割合等に応じて設定
- (8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設1回限り対象
- 【補助率】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（\*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4
- (2) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（\*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4
- (3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2
- (イ)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
- (ウ)国：1/2、都道府県：1/2
- ※ (ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3
- ※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2/3、都道府県：1/3
- (4) 国：1/2、市区町村：1/2
- (5) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 \* 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4
- (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (7) 国：1/2、都道府県：1/2 (8) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
- ※(1)～(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2（\*）国：2/3、自治体：1/3
- ((1)～(2)、(5)は、財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)
- \* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

103

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

令和7年度補正予算案 3億円

### 事業の目的

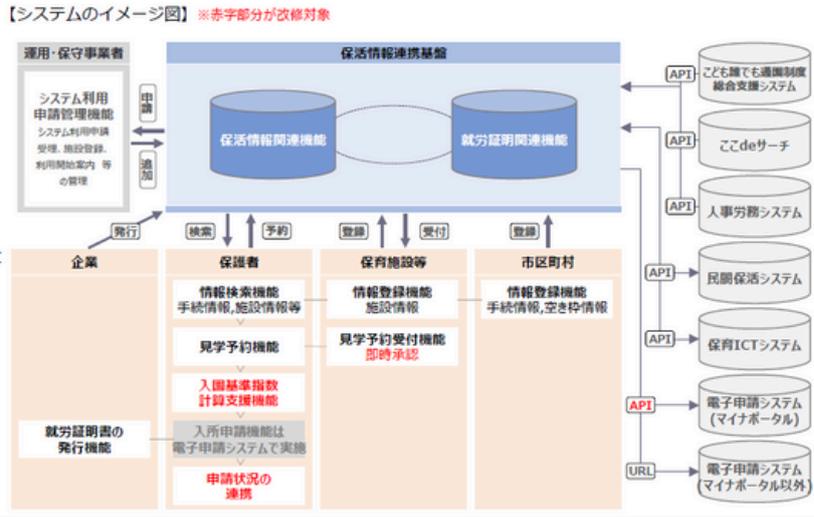
- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る。

### 事業の概要

- 保護者や保育施設等の更なる負担軽減のために、以下の機能を実装するための改修を実施する。

- ✓ 就労証明書発行におけるマイナポータルとのAPI連携（申請状況の連携）
- ✓ 入園基準指数計算支援機能
- ✓ 見学予約の即時予約承認機能 等

※上記改修に係る工程管理・調達支援、次年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。



### 実施主体等

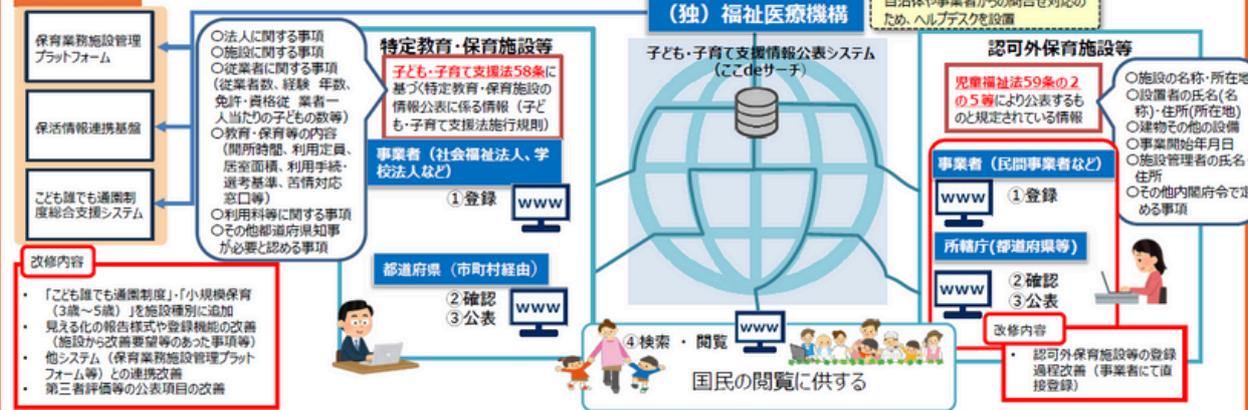
- 【実施主体】 国（委託により実施）

令和7年度補正予算案 7億円

### 事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和7年度補正予算においては、「子ども誰でも通園制度」「小規模保育（3歳～5歳）」を施設種別に追加、見える化の報告様式や登録機能の改善（施設から改善要望等のあった事項等）、他システム（保育業務施設管理プラットフォーム等）との連携改善、認可外保育施設等の登録過程改善及び第三者評価等の公表項目の改善のための改修を行う。

### 事業の概要



### 実施主体等

- 【実施主体】 独立行政法人福祉医療機構

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 40億円

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績）</li> <li>○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除</li> </ul>	<p>○貸付額（上限）</p> <p>ア 学 費 5万円（月額）</p> <p>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）</p> <p>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）</p> <p>※就職準備金のみ貸付の場合は、最終学年退学時に貸付</p> <p>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※ 幼保連携型認定こども園も対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減</li> <li>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け</li> <li>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</li> <li>※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）</li> </ul>	<p>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p> <p>○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p>
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除</li> <li>※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</li> <li>○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除</li> <li>※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</li> <li>○ 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除</li> <li>※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）</li> </ul>	<p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助割合】 国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

27

令和7年度補正予算案 1.6億円

事業の目的

- 令和5年12月、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」（妊娠時から小1まで）から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「1. 『はじめての100か月の育ちビジョン』の普及啓発」「2. 『はじめての100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成」「3. 『はじめての100か月の育ちの科学的知見に関する調査研究』を令和8年度までの3年間で集中的に実施し、その成果を令和9年度以降の「はじめての100か月の育ちビジョン」の更なる推進に繋げていく。
- これらの実施と3つの施策の相互の有機的な連携により、「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を増加させることを目指し、全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発  
社会全体の全ての人と本ビジョンを共有するため、これまでの普及啓発の効果検証を行うとともに、「はじめての100か月のこどもと関わる機会が少ないターゲット層に乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらうための効果的な情報発信についてマーケティング調査を実施し、今後の広報戦略を策定する。
2. 「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成  
本ビジョンを踏まえて、「はじめての100か月の育ちを支える環境や社会の厚みを増すこと」を目指し、乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。  
  - ✓ 多様なモデル事例を創出するため、実施主体を12団体（前年度10団体）に拡充
  - ✓ 地方キャラバン（対面・オンライン）の開催によるモデル事例の全国展開、子育て関係団体のネットワーク強化
  - ✓ これまでに蓄積した知見を「活動の手引き」にまとめ、全国どこでも「はじめての100か月」のコーディネーター活動を実施できるようノウハウを提供
3. 「はじめての100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究  
諸外国の「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する政府方針や、裏付けとなった科学的知見・同方針に基づく施策等を調査するとともに、大学等と連携したシンポジウムを開催することで、「はじめての100か月」のこどもの育ちに関する最新の科学的知見の収集・分析を行う。  
これにより、我が国で「はじめての100か月」のこどもの育ちを支えるために拡充すべき取組の検証や、これまでの施策の効果検証に繋げる。



実施主体等

【実施主体】 民間企業・民間団体等  
【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者+自治体・民間団体等12か所程度（465万円/1件） 3. 大学・民間企業等

28

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

こどもみんなの  
こども家庭庁

## こどもの居場所づくり支援体制強化事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 5億円

**事業の目的**

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

**事業の概要**

**(1) 実態調査・把握支援**  
居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

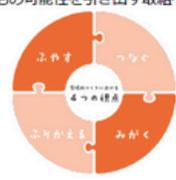
**(2) 広報啓発活動支援**  
こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。  
＜広報啓発の取組例＞

- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

**(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）**  
NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。  
＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等

**(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業**  
すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。  
＜活動例＞小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）



**実施主体等**

**(1) 実態調査・把握支援**  
【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2  
【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,489千円 1 指定都市あたり 5,842千円  
1 特別区・中核市あたり 3,683千円 1 市町村あたり 2,080千円

**(2) 広報啓発活動支援**  
【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2  
【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,502千円 1 指定都市あたり 4,090千円  
1 特別区・中核市あたり 3,849千円 1 市町村あたり 2,107千円

**(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）**  
【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）  
【補助率】 国 10/10  
【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

**(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業**  
【実施主体】 都道府県、市町村  
【補助率】 国 10/10  
【補助基準額】 1 自治体あたり 5,000千円



こどもみんなの  
こども家庭庁

## 防災・減災対策事業

成育局 保育政策課  
成育局 参事官（事業調整担当）

令和7年度補正予算案 就学前教育・保育施設整備交付金：40億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金：10億円

**事業の目的**

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき防災・減災対策を推進する。

**事業の概要**

- 保育所等・児童福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に必要な改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に必要な改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

**【対策の内容】**

- ①耐震化整備・・・耐震化を進めることで、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることで、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③水害対策強化・・・水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進め、地震発生によるブロック塀等の倒壊等による人的被害を防ぐ

**設置主体等**

＜保育所等の防災・減災対策：就学前教育・保育施設整備交付金＞  
【設置主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人等  
【補助率】 原則 国 1/2、市区町村 1/4、設置主体 1/4  
公立認定こども園のみ 国 1/3、設置者（市区町村） 2/3

＜児童福祉施設等の防災・減災対策：次世代育成支援対策施設整備交付金＞  
【設置主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人等  
【補助率】 定額（国 1/2 相当、都道府県又は市区町村 1/4 相当、設置主体 1/4 相当）  
児童館のみ：国 1/3 相当、都道府県又は市区町村 1/3 相当、設置主体 1/3 相当等）

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

**事業の目的**

● 保育所等を利用する教育・保育給付認定保護者等が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる市町村の負担を軽減するため、国による財政支援を行う。

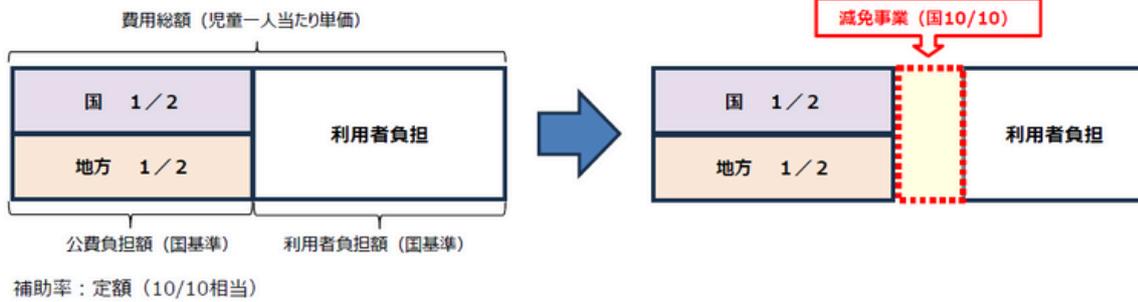
**事業の概要**

事業内容：令和6年能登半島地震による災害の被災者に対し、市町村が特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について補助を行う。

対象者：令和6年能登半島地震による災害により被災した者（令和7年1月1日～令和7年9月30日）

実施主体：市町村（本事業の対象者が居住する市町村に限る。）

**【事業イメージ】**



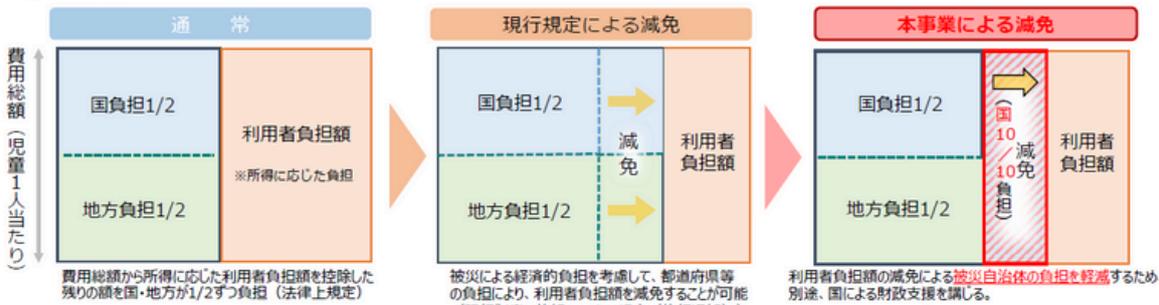
**事業の目的**

○ 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

**事業の概要**

○ 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。 ※令和7年4月から9月までの6月分を計上。

**<事業イメージ>**



**実施主体等**

**【実施主体】**

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市、市、福祉事務所設置町村

**【補助率】**

国：10/10（定額）

### 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

<障害児入所給付等災害臨時特例補助金> 令和7年度補正予算案 1.2百万円

#### 事業の目的

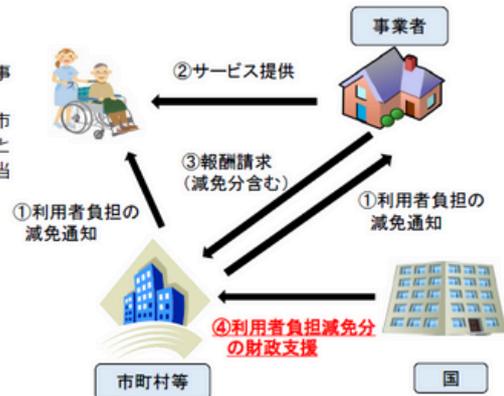
- 児童福祉法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村等の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認められた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

#### 事業の概要

- 市町村等において、児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の減免を行った場合に補助を行う。【障害児通所給付費・障害児入所給付費・やむを得ない事由による措置費】
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

#### 【対象利用者】

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者



#### 実施主体等

【実施主体】 対象利用者に対し、利用者負担減免を実施する市町村等  
【負担割合】 国 10/10

39

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算案 3億円

#### 事業の目的

- パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援し、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくる。

#### 事業の概要

- 【対象事業】
  - 環境改善事業（設備整備等）  
安全対策事業：性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- 【対象施設】（拡充）
  - 保育所、認定子ども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、  
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）※、一時預かり事業※、病児保育事業※、居宅訪問型保育（認可・認可外）  
（※ただし、すでに事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）

#### 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者  
【補助基準額】 1施設当たり 100千円以内  
【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

40

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

**地域ネットワーク構築による子ども支援事業** 支援局 総務課

＜子ども政策推進事業委託費＞ 令和7年度補正予算案 7.7億円

**事業の目的**

- 最新の調査（令和6年度）では、いじめの認知件数や重大事態の発生件数、不登校児童生徒数ともに過去最多を更新するなど、極めて深刻な状況。
- いじめや不登校をはじめ、学校に関係する子どもの悩みには様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体で子どもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに関与する子どもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

**事業の概要**

**地域ネットワーク構築による子ども支援事業（令和7年度補正予算案：7.7億円）**  
いじめや不登校をはじめ、学校に関係する子どもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、子どもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

**① 地域全体で取り組む子どもの悩み相談モデル事業（令和7年度補正予算案：4.5億円）**  
地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、子ども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

- 首長部局が主体となって、教育・福祉・医療・保健等の関係機関やNPO等とのネットワークの構築を図り、子どもや保護者の悩みを受け止める相談窓口を設置するとともに、悩みの解消まで伴走支援する人材や体制整備の開発・実証に取り組む。
- あわせて、窓口で寄せられる様々な悩みや相談について、域内のどのような関係機関・部署につなぎ、支援するのか、事業全体を通じて体系的に整理する。

**② 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業（令和7年度補正予算案：2.6億円）**  
学校・地域社会のいずれにもつながりが持たないなど、不登校の子ども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、子どもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

- 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校の子どもへの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証に取り組む。
- 教育委員会との連携に当たって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校の子どもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築に取り組む。

**③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和7年度補正予算案：0.6億円）**  
首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員専門性向上を目的とした研修等を実施する。

**事業①のイメージ**

いじめ・不登校・自殺企図など多様な悩み  
解決まで見逃せない大人への不慮・誤解

相談

福祉 教育  
医療 保健  
NPO等

地域のネットワーク構築による悩みに寄り添った支援・連携

子どもの悩みに寄り添える社会の実現

**実施主体等**

①及び② 首長部局での開発・実証	{委託先} 都道府県、市区町村 {補助割合等} 委託費（国10/10）	{実施箇所数} ①18自治体（1自治体あたり2,500万円を上限） ②16自治体（1自治体あたり1,400～2,000万円を上限） ※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能
③ 研修及び広報事業	{委託先} 民間団体等（1団体） {補助割合等} 委託費（国10/10）	

**子ども家庭センター設置・機能強化促進事業** 支援局 虐待防止対策課

＜子ども政策推進事業委託費＞ 令和7年度補正予算案 1.1億円

**事業の目的**

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「子ども家庭センター」について、未設置の市町村（全体の約3割）での設置を促し、また、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業の構築・活用などの機能の充実を促すことにより、令和8年度末までに子ども家庭センターの全国展開を図るとともに、市町村における妊産婦・子ども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進する。

**事業の概要**

国から委託を受けた事業者が①～⑤を実施し、都道府県と協働して、市町村における「子ども家庭センター」の設置と機能強化を促進する。

**未設置の市町村**

- どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいか？
- 既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- 小規模自治体の設置事例や広域共同設置の方法などが知りたい

**機能強化が必要な市町村**

- 合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいのか？
- サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- 家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいか？

設置の推進（相談対応・研修等）      機能強化の推進（相談対応・研修等）

都道府県  
設置や機能強化に向けた課題をどのように把握し、市町村をどう支援するか？

協議 情報交換

都道府県と協働して市町村への情報提供や伴走相談支援などを実施

**国（受託事業者）**

① **アドバイザーの確保**  
取組事例や実践業務に精通した助言者を確保  
市町村支援を強化した都道府県の職員  
有識者

② **市町村課題の整理、市町村支援策の検討、研修企画等への支援**

③ **市町村グループへの情報提供・相談対応・アドバイザーの助言**

④ **ポータルサイトでの取組事例・業務指針・補助事業等の情報発信**

⑤ **人口規模が近い市町村同士・都道府県同士の情報交換会の開催**

+

設置済み市町村の設置・運営担当者  
機能が充実した市町村の実践者等

**実施主体**

{実施主体} 民間事業者    {補助率} 10/10

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

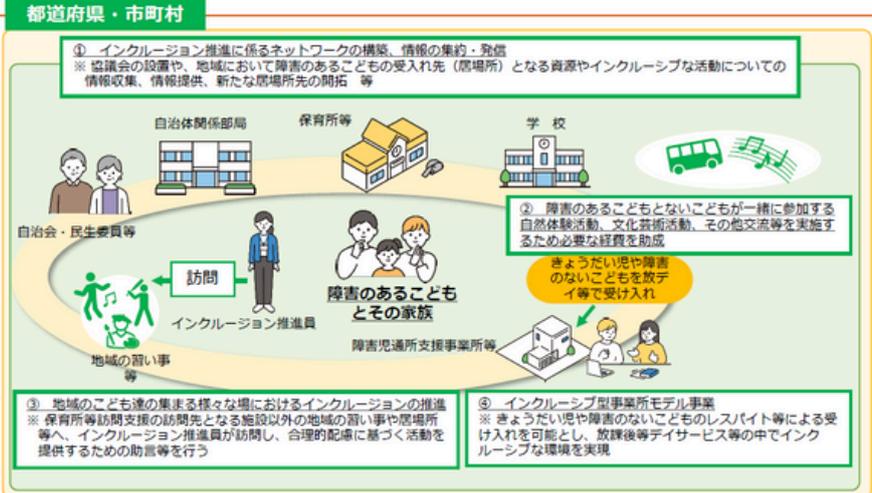
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算案 1.3億円

**事業の目的**

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

**事業の概要**

● 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。



**実施主体等**

【実施主体】 都道府県・市町村  
 【負担割合】 ①、②、③、④  
 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。  
 【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度補正予算案 11億円

**事業の目的**

- 昨今の物価高騰などを受け、様々な物の価格の変動が急激であり、安定的な地域子ども・子育て支援事業の継続が困難な状況にあることから、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるように支援を行う（令和7年度限り）。

**事業の概要**

**【事業内容】**

物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に係る経費に対する補助を行う。

**【対象事業】**

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

**実施主体等**

【実施主体】 市町村（特別区を含む）  
 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
 【補助基準額】

- |                    |            |    |      |
|--------------------|------------|----|------|
| (1) 放課後児童健全育成事業所   | 1 支援の単位当たり | 年額 | 50千円 |
| (2) 放課後児童健全育成事業所以外 | 1 か所当たり    | 年額 | 25千円 |

# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

## 事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、子どもを預けて働く場や子どもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

## 事業の概要

### (1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

#### 【事業内容】

- 認可保育所、認定子ども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

#### 【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）、過疎地域に準ずる市町村（※）又は過疎市町村若しくは過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県
- ※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

#### 【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
- ※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

#### 【対象となる取組】

- ① 保育機能を強化する取組 ② 乳幼児期以降の子ども・若者を支援する取組
- ③ 子ども・子育て家庭を支援する取組 ④ 子ども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤ 地域づくりのための取組

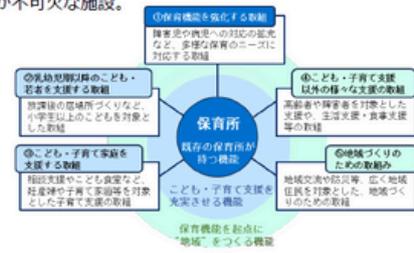
### (2) 子ども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

#### 【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

#### 【対象自治体】

- 都道府県、市区町村



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1)及び(2)の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

(1)の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円

※被災半島地域により被災した熊鷹半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3/4、都道府県・市区町村：1/4

## 事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。
- 本事業を短期集中的に実施することにより得られた知見を、次年度以降の他の保育ICT関連事業の改善・向上につなげる。

## 事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

### ① 先進的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先進的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究」とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。

※実施団体の採択に当たっては、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤とも連携して導入効果の最大化を図る取組を優先する。



### ② ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

※実施団体の採択に当たっては、複数自治体で連携してICT導入の体制整備を行う取組（複数自治体が参画する協議会（自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会）の設置等）を優先する。



### ③ ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。

※採択に当たっては、令和6年度補正予算を活用して実施した取組を基盤にしつつ、当該取組に参画していない自治体や保育施設等を含め、更に横展開していく取組を優先する。



## 実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体と連携する事業者等）による事業の実施を管理。

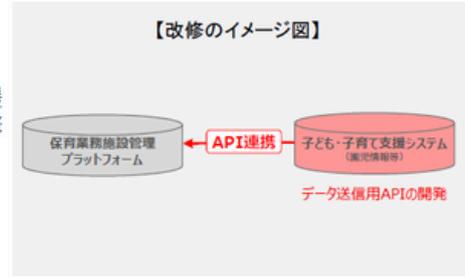
# 3. 令和7年度補正予算案の概要（抜粋）

### 事業の目的

- 保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援することにより、自治体の事務負担の軽減を最大化する。

### 事業の概要

- 市区町村が、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとを連携する等のために、子ども・子育て支援システムの改修を行う場合に、当該改修に必要な費用を補助する。



### 実施主体等

【実施主体】 市区町村 【補助率】 国 1/2、市区町村 1/2 ※保育業務施設管理プラットフォームに参画する市区町村を補助対象とする。

### 事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のフスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改修のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

### 事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

#### (機能改修内容)

#### 1. 給付関係

- ✓ 施設型給付（広域請求部分）
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 延長保育事業
- ✓ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

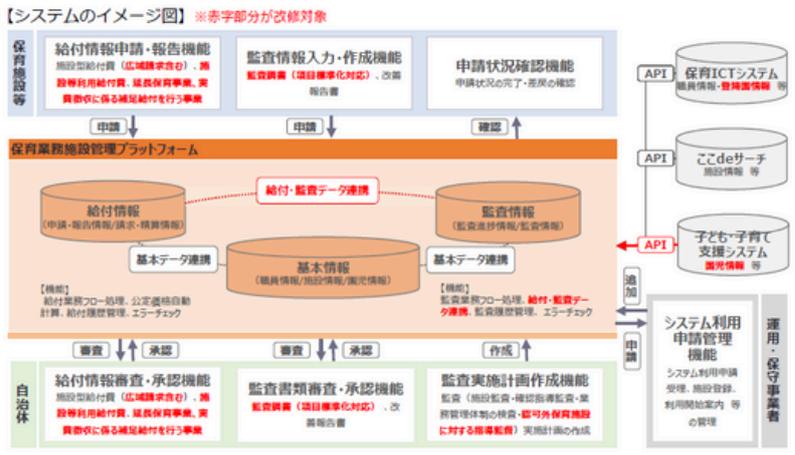
#### 2. 監査関係

- ✓ 監査調査等の入力（項目標準化対応）
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監査

#### 3. データ連携関係

- ✓ 給付・監査データ連携
- ✓ 保育ICTシステムとの登録情報API連携
- ✓ 子ども・子育て支援システムとのAPI連携（施設管理PFC側）を整備する。

※上記改修に係る工程管理・調達支援、次年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。



### 実施主体等

【実施主体】 国（委託により実施）

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）について（抜粋）

## 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案）全体像

○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」(令和6年12月こども家庭庁)に基づき、必要な見直しを推進

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化(人口減少対応) ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し(激変緩和措置の設定)  
○1歳児配園改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加(災害対応の強化)

#### <令和8年度の見直し(案)>

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算(仮称))の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和9年度末まで)
- (5) 学級編成調整加配の見直し
- (6) 定員21~40人の保育所等の調理体制の充実
- (7) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (8) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

#### <令和8年度の見直し(案)>

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和6年人事院勧告+10.7%) ○処遇改善等加算の一本化

#### <令和8年度の見直し(案)>

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和7年人事院勧告+5.3%)
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用「タイム」の見直し
- (4) 保育ICT推進加算(仮称)の創設

1

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 1(2) 特別地域保育体制確保対応加算(仮称)の創設

R8.1時点(案)

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

- 人口減少地域における保育等の機能の維持・確保のため、令和7年度、公定価格において、比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の施設に係る定員区分の細分化を行った。また、モデル事業の実施等により、必要な多機能化や統廃合等に取り組みやすい環境整備を進めているところ。
- こうした中で、人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設(利用人数が15人以下の保育所・認定こども園)が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算(仮称)」を創設する。

### 要件

- 以下の要件に全て該当することとする。
  - i 過疎地等(※)を有し、多機能化や統廃合等の保育機能の維持・確保に向けての協議・検討を行っている市町村に所在する施設。
    - (※)対象となる地域は以下のとおり。
      - 一 離島振興法(昭和二十八年法律七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
      - 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律百八十九号)第一条に規定する奄美群島
      - 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
      - 四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
      - 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
      - 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
      - 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
      - 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
      - 九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項に規定する過疎地域
      - 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第二条第三号に規定する離島
  - ii 定員規模が最小であり、かつ、定員と利用児童の差が5人以上(定員20人に対して利用子どもの数が15人以下)である施設。
  - ii 以下のような取組により、人口減少地域における保育の質の確保や保育機能の維持・確保に向けた取組を進めている施設。
    - ・ 他の保育所等の児童との交流を行う。
    - ・ 他の保育所等やこども・子育て支援関係施設等との合同研修、勉強会を行う。
    - ・ 他のこども・子育て支援や福祉、地域づくりの取組を行う(多機能化)
- 加算の対象となる施設は、地域の協議・検討に参画しつつ、多機能化等、保育機能の維持・確保に向けた様々な取組について積極的に検討し対応を進めることを求める。

### 対象施設

保育所、認定こども園

3

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

1. 地域の一斉に対応した質の高い保育の確保・充実  
R8.1時点（案）

## こども家庭庁 1（3）冷暖房費加算の激変緩和措置の継続

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告において、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うこととされ、国家公務員の寒冷地手当について、経過措置を置きつつ見直しが実施された。
- 冷暖房費加算は施設・事業所に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとしたが、令和8年度においてもこの取扱いを継続する。

### 告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）

（冷暖房費加算の特例）

附則第四条 令和七年四月一日から令和九年六月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。

- 一 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）
- 二 二級地（寒冷地手当別表に規定する二級地をいう。）
- 三 三級地（寒冷地手当別表に規定する三級地をいう。）
- 四 四級地（寒冷地手当別表に規定する四級地をいう。）
- 五 激変緩和地域（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この五において「改正法」という。）による改正前の寒冷地手当別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外のものをいう。）
- 六 その他地域（前各号に掲げる地域以外の地域をいう。）

4

1. 地域の一斉に対応した質の高い保育の確保・充実  
R8.1時点（案）

## こども家庭庁 1（4）3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

- 3歳児に係る職員配置については、平成27年度から、20:1から15:1に改善した場合の加算措置を設けるとともに、令和6年度からは、4・5歳児の職員配置の改善（30:1から25:1へ改善）とあわせて、年齢別配置基準を20:1から15:1に改正し、改善を進めているところ。
- 同配置基準については、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする（改正前の20:1の配置も認める）経過措置を設けているところ、3歳児に係る職員配置の状況について、15:1以上としている施設の割合が、基準改正時（令和6年3月）は94.3%であったところ、令和7年7月には97.2%まで上昇している状況を踏まえ、**配置改善を一層進めるため、当該経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。**

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
令和6年3月時点	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%
令和6年7月時点	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%
令和7年7月時点	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

### 運営基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）  
（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）や、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、**満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。**ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、**令和十年三月三十一日までの間当分の間**、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実  
R8.1時点（案）

こども家庭庁  
子ども家庭庁

## 1（5）学級編制調整加配の見直し

- 幼稚園及び認定こども園（教育標準時間認定）では、全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、配置基準に基づく「必要教員数」を超えて教諭等を加配することを可能としている（幼稚園は基本分単価に算入、認定こども園（教育標準時間認定）は「学級編制調整加配加算」にて対応）。
- 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）等の改正により、令和8年4月1日から、学級の幼児数が35人以下から30人以下になることに伴い、加配が可能な施設の要件について、**現行の「36人以上」の下限を「31人以上」に改定**する。

### 告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）**三十一人以上三十六人以上**三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

### 留意事項通知

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号）

別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号）

III 基本加算部分

3. 学級編制調整加配加算（⑧）

（1）加算の要件

全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（2号認定に限る。）に係る利用定員が**31人以上36人以上**300人以下の施設に加算する。

6

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

こども家庭庁  
子ども家庭庁

## 1（6）定員21～40人の保育所等の調理体制の充実

R8.1時点（案）

- 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。
- なお、積算上は、週5日（平日）に、1日当たり4時間の配置をするものとする。

### 留意事項通知

現行	見直し後
別紙2（保育所（保育認定2・3号）  II 基本部分 (2) 基本分単価に含まれる職員構成 (イ) その他 (ii) 調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）（注）  (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	別紙2（保育所（保育認定2・3号）  II 基本部分 (2) 基本分単価に含まれる職員構成 (イ) その他 (ii) 調理員等 利用定員 <b>20人以下の施設は1人、40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注1）、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）（注2）</b>  <b>（注1）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。</b> (注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

7

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

R8.1時点（案）

こども家庭庁  
こども家庭庁

## 1（7）「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

- 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
- 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月とする。

※ 保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に定める、訓練・研修の実施（第2項）保護者等への周知（第3項）、安全計画の見直し（第4項）ごとに、実施の有無を判断する。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）【幼稚園、認定こども園（同条文を準用）】

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）【保育所】

（安全計画の策定等）

第八條の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び児童支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※ 地域型保育事業は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）において、保育所と同様の対応をすることが定められている。

### 適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A			●																					
施設B																								
施設C																								

### 対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

R8.1時点（案）

こども家庭庁  
こども家庭庁

## 1（8）施設機能強化推進費加算の充実

- 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。
  - ・ 事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
  - ・ 居宅訪問型保育事業を対象に追加。
  - ・ 単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整を行う。

現行	見直し後
<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業</p> <p>■単価 16万円（全施設・事業）</p> <p>■要件 ① 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1・注2・注3）を行う施設であること。 （注1）取組の実施方法の例示 i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難員の整備を促進する。 （注2）取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。 （注3）支出対象経費 備用品費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶室）、光熱水費、医療材料費）、役員費（運賃通勤費）、旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難員の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。） ② 以下の事業等を複数実施すること（以下は保育所の場合の複数事業を記載） i 延長保育事業、ii 一時預かり事業（一般型）、iii 病児保育事業、iv 乳児が3人以上利用している施設、v 障害児が1人以上利用している施設</p>	<p>■対象施設 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、<u>居宅訪問型保育事業所</u></p> <p>■単価 保育所・幼稚園・認定こども園 <u>20万円</u> その他事業所 <u>10万円</u></p> <p>■要件 ① 同左（注2）の要件の額は単価の額と合わせる）。 ② <u>廃止。</u></p>

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

R8.1時点（案） 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

## こども家庭庁 2（1）保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し

- 令和8年度からこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が全国で実施される。同事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する重要な事業であり、各地域における質の高い提供体制の確保に向けて、日々教育・保育に取り組む幼稚園、保育所、認定こども園等において積極的な実施が進められることが期待される。
- 主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、高齢者等活躍促進加算及び主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合の減算の、複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施を選択肢の一つに追加し、実施の促進を図る。

加算【対象施設種別】	現行の複数事業等実施要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹教諭等専任加算【幼稚園】</li> <li>・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合【認定こども園（教育標準認定）】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 幼稚園型一時預かり事業</li> <li>ii 一般型一時預かり事業</li> <li>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供</li> <li>iv 障害児に対する教育・保育の提供</li> <li>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組</li> <li>vi 教育委員会、幼児教育センター、幼児教育アドバイザー等と連携した園内研修</li> <li>vii 災害等が発生した場合の取組の体制整備等</li> </ul> <p>新 乳児等通園支援事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算【保育所】</li> <li>・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合【認定こども園（保育認定）】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 延長保育事業</li> <li>ii 一時預かり事業（一般型）</li> <li>iii 病児保育事業</li> <li>iv 乳児が3人以上利用</li> <li>v 障害児が1人以上利用</li> <li>vi 災害等が発生した場合の取組の体制整備等</li> </ul> <p>新 乳児等通園支援事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等活躍促進加算【保育所、認定こども園（保育認定）】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 延長保育事業</li> <li>ii 一時預かり事業（一般型）</li> <li>iii 病児保育事業</li> <li>iv 乳児が3人以上利用</li> <li>v 障害児が1人以上利用</li> </ul> <p>新 乳児等通園支援事業</p>

10

R8.1時点（案） 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

## こども家庭庁 2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の見直し）

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。
  - ・ 専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用を算定できる新たな区分を設ける。
    - （※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。
  - ・ 取組内容として、
    - ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
    - ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
    - ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
    - ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組
 等を求める（取組の必須化）。
- 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記を内容とする「療育支援加算」を新たに創設する。
- 令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

### 単価表

#### ■幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
--------	--

※ 主任保育士等の代替職員の配置

療育支援加算	代替職員配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	A：月60時間以上（1週に2日程度を想定） B：月90時間以上（1週に3日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。

※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。

#### ■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設 →

療育支援加算	A：月30時間以上（1週に1日程度を想定） B：月60時間以上（1週に2日程度を想定）
--------	--

※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。

11

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

R8.1時点（案） 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

## こども家庭庁 2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

（保育所におけるみなし保育士等に係る特例）

特例措置	概要
①看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
②こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
③幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
④8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
<b>新</b> ⑤専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

## こども家庭庁 3（2）「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

R8.1時点（案）

- 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。

- 減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、
  - ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
  - ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにもかかわらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合（※）に、
 期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

（※）修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が経過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。

- 減算額は基本単価に5%を乗じた額とする。

※令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

### 適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、R7年度分の減算適用 (11月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、減算なし (12月)。  
 施設B: R7年度における報告期限 (7月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月)。  
 施設C: R8年度における報告期限 (8月)、7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月)。

### 対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

# 4. 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） について（抜粋）

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

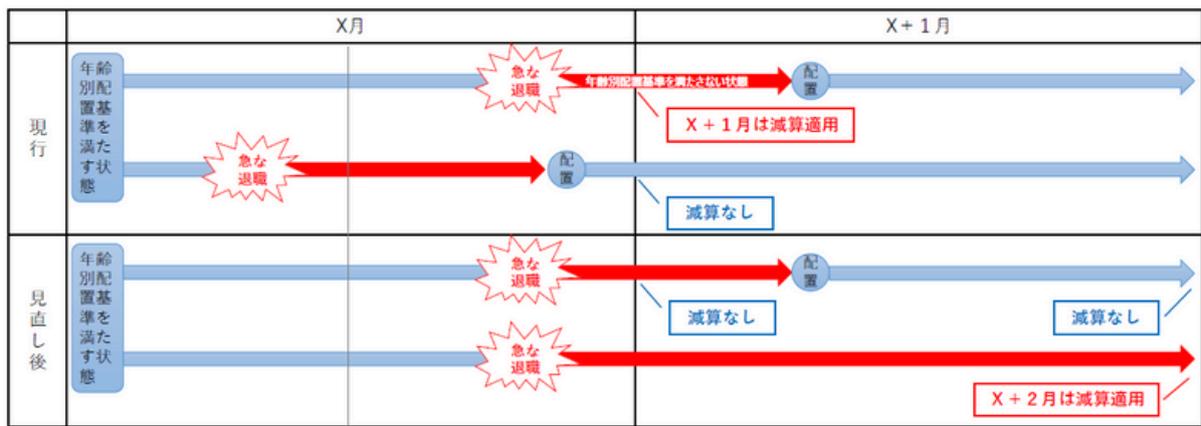
こども家庭庁  
こども家庭庁

## 3（3）年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し

R8.1時点（案）

- 年齢別配置基準は、月初の利用児童数と職員配置状況に応じて満たす・満たさないを判断している。
  - 幼稚園及び認定こども園においては、「年齢別配置基準を下回る場合」の減算があり、年齢別配置基準を満たさないとき、教員1名分の人件費を減算する取扱いとしている。
  - 現行の運用では、急な退職が月の2日に生じた場合も、30日に生じた場合も、その翌月の1日には年齢別配置基準を満たしていない場合に減算が生じることとなる。
  - そこで、人材確保に一定の猶予を設ける観点から、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を満たさなくなる場合、その翌々月から減算が生じることとする。
- ※ なお、この取扱いは減算に係る取扱いであり、3歳児配置改善加算等の加算を算定する際の取扱いは従前のままとする。

### 適用するイメージ



15

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による業務改善の推進

こども家庭庁  
こども家庭庁

## 3（4）保育ICT推進加算（仮称）の創設

R8.1時点（案）

- 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、ICT活用の責任者（※1）を置いた上で、
  - ① 業務において、4つの機能（※2）を持つICTの活用、
  - ② 給付・監査について、保育業務施設管理プラットフォームの活用（※3）、
  - ③ 入所・入園の調整等において、保活情報連携基盤の活用（※3）、
 を行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。
 

（※1）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。

（※2）4つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。

（※3）令和8年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。  
【活用の具体的な内容は、令和8年6月までを目途に示す予定。】
- なお、ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。
 

（※）例年、5月に最新化の依頼を行っているところ、これを9月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがある、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度に加算の算定は認めないものとする。
- 単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

### 単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※ 3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	--	--------------------

### 対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

16

# 5. 保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等について

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

### ①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
  - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

### ②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
  - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - ・都道府県による虐待の状況等の公表
  - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

1

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

### 政令

- ◆ 改正法においては、保育所等において虐待が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとしているところ、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）を改正し、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設等については、指定都市等を「所管行政庁」とする。
- ◆ 改正法においては、都道府県知事が毎年度、管内の市町村における虐待の状況をとりまとめて公表することとしているところ、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令を改正し、指定都市等における虐待の状況を含め、都道府県知事がとりまとめて公表することとする。  
※改正法により、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、法律上、都道府県知事が指定都市・中核市における虐待の状況をとりまとめて公表することが規定されている。

### 府令

- 【①内閣府令で定める事項】
- ◆ 所管行政庁が児童福祉審議会等に報告する事項として、以下を規定する。
    - ・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
    - ・虐待を受けた又は受けたとと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
    - ・虐待の種別、内容及び発生要因
    - ・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
    - ・所管行政庁等が講じた措置の内容
    - ・虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
- 【②内閣府令で定める事項】
- ◆ 市町村長が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表する事項等として、法律上定められた事項（虐待の状況、事実確認等の講じた措置の内容、市町村から報告を受けた事項）に加え、以下を規定する。
    - ・虐待を行った職員等の職種
- 【③内閣府令で定めるところ】
- ◆ 都道府県知事等が虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。
- ※幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部についても、上記と同様の改正を行う。  
※上記の他、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、改正法により認定こども園法上「入園児虐待」を新たに定義したことに伴う改正等、各設備運営基準の所要の改正を行う。

2

# 5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

### 法の条文

■児童福祉法（昭和22年法律第164号） ※令和7年10月1日施行時点

第三十三条の十（略）

② この節において、**所管行政庁**とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- 二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
- 三（略）
- 四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長
- 五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事
- 六（略）

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の①**内閣府令で定める事項**を審議会等に報告するものとする。

②・③（略）

第三十三条の十六 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他②**内閣府令で定める事項**を当該各号に定める者に報告するものとする。

- 一 国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。） 内閣総理大臣
- 二 市町村長 都道府県知事
- ② 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、③**内閣府令で定めるところにより**、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他②**内閣府令で定める事項**を公表するものとする。

## 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要①）

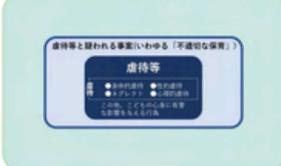
### 概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

### 概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれるものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであっても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る。すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり



「日々の行為の延長に虐待がある」とあり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施される必要がある。

### ガイドライン目次

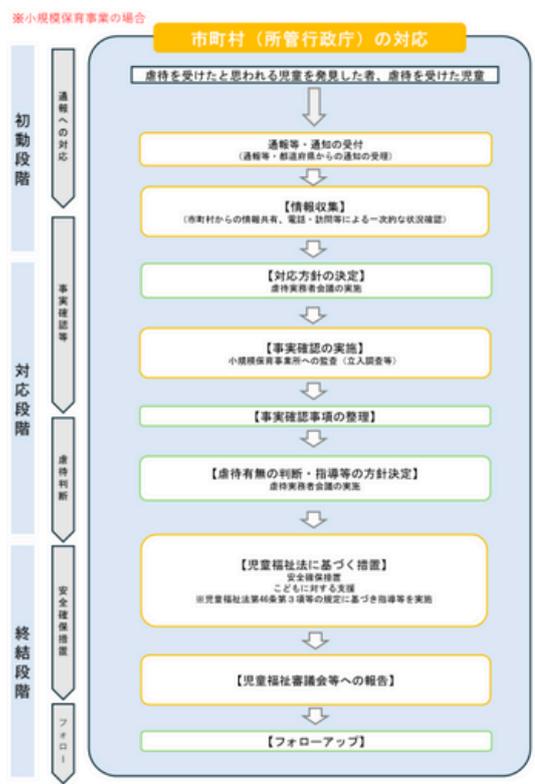
- I はじめに
  - 1. 本ガイドラインの位置づけ
  - 2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
  - 3. 保育所等における虐待について
    - (1) 虐待について
    - (2) 「不適切な保育」について
- II 保育所等における対応
  - 1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
    - (1) こどもの権利擁護について
    - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
    - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
  - 2. 市町村等への相談
    - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
    - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
  - 3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
  - 4. さらにより良い保育を目指す
- III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応
  - 1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
  - 2. 虐待対応の全体像と体制整備について
    - (1) 虐待対応の全体像
    - (2) 体制整備
  - 3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
    - (1) 通報受理時に確認する事項等
    - (2) 個人情報保護との関係
    - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
  - 4. 事実確認の準備と実施
    - (1) 通報内容の情報共有の実施
    - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
    - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
    - (4) 初動対応の決定
    - (5) 事実確認の実施
  - 5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
    - (1) 虐待の具体的な判断過程
    - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
    - (3) 虐待と判断される行為の指標
    - (4) 指標に基づく判断の具体例について
    - (5) 判断後の対応
    - (6) 虐待と判断した場合の対応
    - (7) フォローアップ
    - (8) 児童福祉審議会への報告等
    - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表
- IV 参考資料

# 5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

## 子ども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②-1）

- 対応フロー**
- ◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、
    - ①情報収集・事実確認
    - ②虐待有無の判断・指導等の方針決定
    - ③安全確保措置の実施・子どもに対する支援
    - ④児童福祉審議会等への報告
 等について、実施する必要があることを記載。
  - ◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

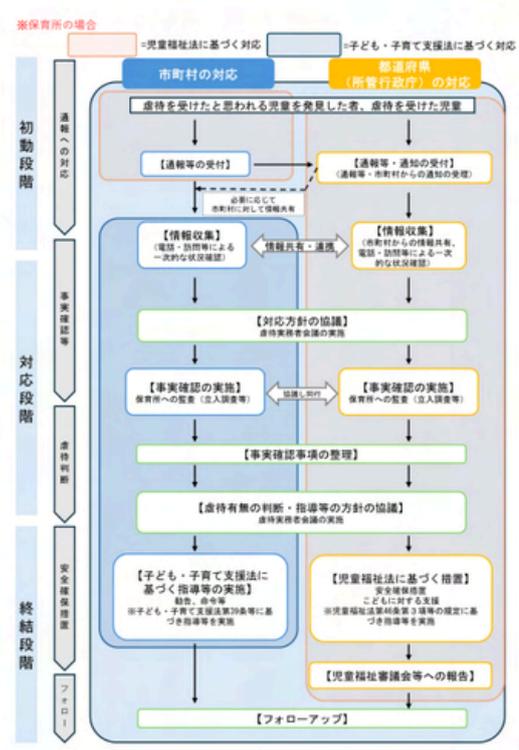
※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。



## 子ども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②-2）

- 都道府県・市町村の連携**
- ◆ たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合に必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
  - ◆ 都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
<b>【事実確認の準備と実施】のフェーズ</b>		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部署も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
<b>【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ</b>		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行い、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。



# 5. 保育所等の職員による虐待に関する 通報義務等について

## 子ども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

### 児童福祉審議会等への報告

- ◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村においては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- ◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大する等の）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- ◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたとと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

### 虐待の状況の定期的な報告・公表

- ◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。  
 ※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

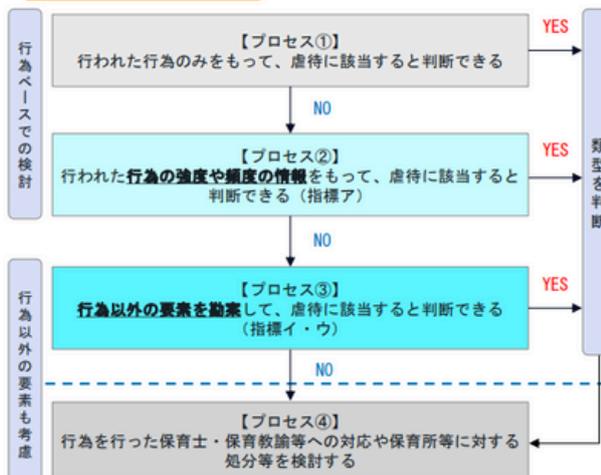
市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

## 子ども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

### 虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断する。  
 ※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものと考えられる。

### 虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

### 判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。  
 ア 行為の強度・頻度  
 イ 保育士・保育教諭等の意図  
 ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、「苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立つよう促したため、席に連れ戻して、そのこどもを、大声で注意し、「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後、保育士はその、こどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を、毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	虐待
(考え方のポイント) 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「大声で注意している点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。 ○ また、「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」とことは、無理やり食事や食事を押し込んで行っているわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。 【プロセス②】 ○ 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。 【プロセス③】 ○ なお、当初は「苦手なものを克服させる意図」であったが、その後、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。 ○ 保育士による行為の結果、こどもは「保育園に行きたがらなくなつた」とあり、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。	

## 6. 『子ども性暴力防止法』について

# 『子ども

2026年  
12月25日  
施行予定



# 性暴力防止法』

がスタートします。

子どもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

### 事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ 子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか  
こども家庭庁

詳細は要旨および  
こども家庭庁HPをご確認ください  
国民の皆様向けの  
動画やリーフレットを掲載しています



# 6. 『こども性暴力防止法』について

## 法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

### 義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など



### 認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



### 認定を受けた事業者は

こども家庭庁が  
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

## こどもたちを性暴力から守るための取組

### ✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・子どもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



### ✓ 性暴力の疑いがある場合にに取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



### ✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

#### 特定性犯罪の例 (成人に対する性犯罪を含む)

不同意わいせつ



猥褻



盗撮



など

**対象業務** 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

#### 必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員  
保育所 園長、保育士 など

#### 実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手  
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



# 6. 『こども性暴力防止法』について

令和8年  
(2026)  
12/25  
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

## こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。  
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、**採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

### こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

### 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象 	認定対象 
対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)</li><li>認可保育所、認定こども園 </li><li>児童養護施設</li><li>障害児施設 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>認可外保育施設 </li><li>一時預かり、病児保育</li><li>放課後児童クラブ</li><li>学習塾、スポーツクラブ など</li></ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"><li>教員、部活動指導員 </li><li>保育士</li><li>児童指導員</li><li>児童発達支援管理責任者 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保育従事者 </li><li>子育て支援員研修等受講者</li><li>放課後児童支援員</li><li>塾講師、指導員 など</li></ul>

# 6. 『子ども性暴力防止法』について

## 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後<sup>※1</sup>、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
- ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**

等の対応を、**制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。**



### いまから着手が必要なこと

#### 就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



#### 従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



### 施行までに対応が必要なこと<sup>※3</sup>

#### 法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



#### GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID<sup>※2</sup>の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

子ども性暴力防止法の詳細については、  
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

子ども性暴力防止法

検索 🔍



# 6. 『こども性暴力防止法』について



令和8年  
(2026)  
12/25  
施行

こどもに接する現場で働く皆さまへ

## こども性暴力防止法 による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

**こどもに接する業務に就くことができなく**  
なります。

### こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

### 制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

#### 義務対象



#### 認定対象



#### 対象事業

- 学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- 認可保育所、認定こども園 
- 児童福祉施設 など 

- 認可外保育施設 
- 放課後児童クラブ 
- 学習塾、スポーツクラブ など

#### 対象業務

- 教員 
- 保育士 
- 児童指導員 など 

- 保育従事者 
- 放課後児童支援員 
- 塾講師、指導員 など 

# 6. 『こども性暴力防止法』について

## 対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意  
性交等

不同意  
わいせつ

児童買春

児童ポルノ  
所持

痴漢

盗撮

未成年  
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

## 今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

### 性犯罪前科の確認

#### アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



#### 戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



### こどもの安全確保

#### 研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



#### 日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ☑ 性犯罪前科があると確認された場合
- ☑ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



こどもさんなか  
こども家庭庁

2025年12月作成

## 7. 幼稚園教員免許・保育士資格の確認について

### ご確認ください！！

以下の法律の制定により、事業者は入職させる職員の免許・資格の確認について、データベースを活用することが義務化されています。認定こども園においては、幼稚園教諭免許及び保育士資格の取消などが行われていないかの両方の確認を行うことが必要になっています。

#### 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

（任命権者等の責務）

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

2 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校の設置者の責務）

第八条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校の責務）

第九条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 児童福祉法

第十八条の二十の四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

採用時の対応をお忘れにならないよう、お願いいたします。

## ～開催中のオンデマンド研修～

### 「気になる子の保育

#### 『伝わる言葉』『伝わらない言葉』

受講期間：2026/2/3まで（120分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講 師：守 巧 氏（こども教育宝仙大学 教授）



### 「気になる子が過ごしやすいくなる

#### 保育の環境構成」

受講期間：2026/2/3まで（120分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講 師：守 巧 氏（こども教育宝仙大学 教授）



### 「気になる子の保護者支援」

受講期間：2026/4/7まで（120分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講 師：木曾 陽子 氏  
 （大阪公立大学 准教授）



### 「こどもまんなか福祉論」（マネジメント）

受講期間：2026/3/4まで（120分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講師：新沼 英明 氏（桜花学園大学 教授）



### 「外国につながる子どもの保育とクラスづくり」

受講期間：2026/4/22まで（120分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講師：内田 千春 氏（東洋大学 教授）



### 「わかりやすい保育現場の感染症対策」

受講期間：2027/7/3まで（180分）  
 会 員：5,000円／非会員：8,000円  
 講 師：森内 治幸 氏（長崎大学大学院 教授）  
 並木 由美江 氏（聖学院大学 非常勤講師・一般社団法人 全国保育園  
 保健師看護師連絡会 理事・看護師）



## 「ユニークな子どもたちの支援」

受講期間：2026/7/7まで（120分）  
会 員：5,000円／非会員：8,000円  
講 師：佐々木 康栄 氏（よこはま発達グループ 公認心理師）



## 「対人援助職のための職場マネジメント」

受講期間：2026/10/24まで（120分）  
会 員：5,000円／非会員：8,000円  
講師：大村 美樹子 氏（株式会社アイビー・リレーションズ代表取締役  
／公認心理士）



## 「発達凸凹キッズがぐんと成長する園生活でのGood！なサポート」

受講期間：2026/12/2まで（120分）  
会 員：5,000円／非会員：8,000円  
講師：石川 道子 氏（小児科医）／三輪 桃子 氏（言語聴覚士・保育士）



## 「だれでも防災 ～かんぺきな防災より続けられる防災を～」

受講期間：2026/12/31まで（150分）  
会 員：5,000円／非会員：8,000円  
講師：鍵屋 一 氏（跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授）  
吉田 穂波 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院 教授）



## 「知らなかったじゃすまされない ハラスメントを予防・解決する保育の職場づくり」

受講期間：2027/1/6まで（150分）  
会 員：5,000円／非会員：8,000円  
講師：関山 浩司 氏（社会保険労務士・保育士）



# あしがき

全国認定こども園協会事務局です。

本年も全国認定こども園協会をどうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度補正予算、および令和8年度予算において、認定こども園を取り巻く環境には大きな変化が訪れています。特に令和8年度については、\*\*「公定価格の減算項目」\*\*に注目された方も多いのではないのでしょうか。

## 1. 「必須事項」の徹底管理について（令和8年度予算）

令和8年度より、以下の事項が未実施・未登録の場合、公定価格の減額が行われるようになります。

- 安全計画の作成
- 「ここdeサーチ」への最新情報の登録

これらは監査での確認事項であると同時に、本来「必須」とされている事項です。今後は「指摘」にとどまらず、\*\*直接的な財務リスク（減額）\*\*に直結する可能性があります。改めて法人内・園内の実施状況をご確認ください。

## 2. 処遇改善等加算の一本化と経過措置の終了

令和8年度より、処遇改善等加算の経過措置がすべて終了します。

- **キャリアパス要件の確認**：キャリアパス要件が未実施の場合、「区分1」が支給されなくなりますのでご確認をお願いします。
- **研修時間数の確認（3月31日まで）**：前年度までの取得が条件となります。不足している場合は、**当協会及び研修研究機構のオンデマンド研修等**を活用し、必ず期限までに受講を完了させてください。次年度内に受講を完了することはできるようであれば、見込者としてもカウントすることも可能です。

※認定こども園では「幼稚園教諭等（1号）」と「保育士等（2・3号）」両方のキャリアアップ研修が使用可能です。自治体側が誤解しているケースもあるため、十分にご確認ください。

- **月額給与での支給ルール**：「区分2および3」については100%支給し、その合計額の50%以上を月額給与（手当等）で支払うルールがあります。3月上旬には確定金額を自治体へ示し、不足がないか再確認をお願いします。

## 3. 自法人以外の機関との連携強化

令和8年度予算では、\*\*『障害児保育の充実のための専門職の活用等』\*\*に見られるように、自施設完結ではなく「外部との連携」が加算要件となるケースが増えています。

- 児童発達支援事業者との情報共有
- 児童発達支援センター等とのインクルージョン推進

自治体や近隣施設への働きかけが、加算取得の鍵となります。

#### 4. こども性暴力防止法（日本版DBS）への対応

「こども性暴力防止法」のガイドライン（約341ページ）が発出されました。施行日は2026年12月26日ですが、それまでに以下の準備が必要です。

**就業規則等の変更：** ひな形を参考に、就業規則、内定通知書、履歴書等の差し替えを行ってください。

・ **研修の実施：** 当協会でも年度内に研修会を開催予定です。

また、**保育士資格・幼稚園教諭免許のデータベース照会**も必須化されています。アカウント登録やアクセス方法に不安がある場合は、早急に所管自治体へご確認ください。

#### 5. こども誰でも通園制度（2026年度本格実施）

2026年度から全国実施される本制度について、FAQ158に重要と思われる記述がありましたので紹介します。

- ・ 「**誰通（一般型）**」の中で「**一時預かり事業（余裕活用型）**」を行うことは可能ですが、その逆はできません。

「認定こども園設立時の子育て支援事業の条件があるからできない」と思い込まず、このFAQをベースに所管自治体と改めて協議してみてください。

また、その他のFAQの内容についてもご確認をお願いします。

---

今後とも、一斉メール等を通じて迅速な情報提供と通知文の解説を行ってまいります。運営上の疑問や困りごとがございましたら、現場目線で共に考える「全国認定こども園協会」までお気軽にお問い合わせください。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。



特定非営利活動法人

全国認定こども園協会®

近々の研修会のご案内

### 令和7年度 次世代リーダー勉強会 ～これからの認定こども園を考える～ ご案内

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、特定非営利活動法人全国認定こども園協会 次世代リーダー委員会では今後の施設およびこの教育・保育の業界の次代を担うものが現状を見つめ、未来に向けて意見交換を行うための勉強会を下記の通り開催いたします。皆さまの課題や悩みを共有し深堀していく勉強会になれば幸いです。ご多忙中とは存じますが、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催概要

- 日時: 令和8年2月9日(月) 14:00～17:00
- 会場: 全国認定こども園協会 事務局 3F
- 住所: 東京都港区赤坂4-1-1 小泉ビル
- 会費: 無料
- 定員: 20名(先着順)

#### プログラム

- 14:00 - 14:05: 開会
- 14:05 - 15:05: 『認定こども園を取り巻く環境について』  
全国認定こども園協会事務局長 中田 貴士

- 15:05 - 15:15: 休憩
- 15:15 - 16:55: グループディスカッション・まとめ
- 16:55 - 17:00: 閉会

勉強会終了後に情報交換会を開催いたします。  
こちらも併せてご参加いただけますと幸いです。  
(参加費は1万円程度を予定しております。)

#### お申込み方法

マナブルからお申込みをお願いします。  
※情報交換会については、後日ご連絡いたします。



特定非営利活動法人 全国認定こども園協会 政策委員会

## 政策研修会

～今後の保育政策の行方と  
認定こども園の未来～

< キャリアアップ研修(1号関係)【マネジメント】対応研修 (240分) >

2026年2月10日(火) 13:00～18:00  
(12:30より入室可能)

赤坂サンスカイルーム 3D

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目14-32 赤坂2・14スラザビル3階  
対面(定員100名) & オンライン(100名)



宮本 太郎氏

アドバイザー  
中央大学法学部教授



吉田 正幸氏

アドバイザー  
(株)消費システム研究所代表

受講料: 会員5,000円/一般8,000円  
情報交換会: 8,000円



会場



情報交換会



オンライン



特定非営利活動法人 全国認定こども園協会

キャリアアップ研修<1号関係(マネジメント)>対応(255分)

## 経営セミナー

～「8掛け社会」に立ち向かう経営～

2026年2月26日(木)  
13:00～18:30

対面 & オンライン  
(100名) (150名)

日本研修センター心齋橋  
日本研修センター コンベンションルーム

会員: 10,000円/非会員: 20,000円  
情報交換会: 8,000円



会場



情報交換会



オンライン



特定非営利活動法人 全国認定こども園協会

キャリアアップ研修<1号関係(マネジメント)>対応(255分)

## ICT & 保育DX 研修会

保育の課題をデジタルで解決!

みんなで描くDXの未来

2026年2月27日(金)  
13:00～18:00

対面 & オンライン  
(100名) (150名)

日本研修センター心齋橋  
日本研修センター コンベンションルーム

会員: 5,000円/非会員: 10,000円



是非ともご参加ください!!!!